（天然ガス）

1　提出すべき書類（各１部）

（１）固定資産申告書　　（別紙様式による）

（２）同　付　属　表

ア　種類別明細書

イ　価格等の市町村別明細表

（３）参　考　資　料

ア　法人税申告書及び同明細書（法人税法施行規則別表13(1)、同表13(2)、同表16(1)、同表16(2)、同表16(5) 、同表16(8)及び特別償却の付表）の写し

イ　事業報告書

ウ　固定資産評価基準第３章第１節三ただし書、九及び十一の規定の適用がある場合には、それを証する書類

※　ア及びイについては、令和７年１月１日以前の直近に終了した１事業年度分（事業年度が６か月である場合には、２事業年度分）に係るもの

2　固定資産申告書及び同付属表の提出に関する注意事項

（１）用紙はＡ４版とし、紙質はペン書に適し、かつ、保管に耐えるものを使用すること。

（２）固定資産申告書及び同付属表は、様式に従い「３　固定資産申告書及び同付属表の記載要領」に示すところによって作成し、順序に従って編てつすること。

3　固定資産申告書及び同付属表の記載要領

（１）一般的事項について

ア　固定資産申告書及び同付属表は、令和７年１月１日現在において所有する天然ガスの輸送施設に係る償却資産について作成すること。

イ　固定資産申告書及び同付属表中「※」印の欄は、申告者において記載することを要しないこと。

ウ　価額等の算出過程において円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てること。

（２）「固定資産申告書」について

「法人番号」の欄には、国税庁長官から通知のあった13桁の法人番号を記載すること。

固定資産申告書には、それぞれ次に掲げる額を資産の種類別に記載すること。

ア　「前年度の価額（イ）」の欄には、令和６年度の固定資産申告書の「価額の計（ホ）＋（チ）　（リ）」の欄の額

イ　「（イ）のうち前年中に減少したもの（ロ）」の欄には、付属表１のその２の「前年度の価額」の欄の額

ウ　「（ハ）に係る控除額（ニ）」の欄には、「（イ）－（ロ）　（ハ）」の欄の額から「価額（ホ）」の欄の額を控除した額

エ　「価額（ホ）」の欄には、付属表１のその１の「価額（イ）×（ロ）　（ハ）」の欄の額

オ　「取得価額（へ）」の欄には、付属表１のその３の「取得価額（イ）」の欄の額

カ　「（へ）に係る控除額（ト）」の欄には、「取得価額（へ）」の欄の額から「価額（チ）」の欄の額を控除した額

キ　「価額（チ）」の欄には、付属表１のその３の「価額（イ）×（ロ）　（ハ）」の欄の額

ク　「決定価格（ヌ）」の欄には、「価額の計（ホ）＋（チ）（リ）」の欄の額

（３）「付属表１　種類別明細書」について

ア　「資産区分」の「細目」の欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）別表第１、別表第２、別表第５及び別表第６に掲げる細目又は種類の区分に準じて具体的に記載すること。ただし、法人税法施行令第５７条第１項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあってはその承認を受けた耐用年数を、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で耐用年数省令第３条第１項及び第２項の規定による耐用年数によるものにあってはその耐用年数を記載すること。

イ　「資産区分」の「耐用年数」の欄には、原則として耐用年数省令別表第１、別表第２、別表第５及び別表第６に掲げる耐用年数を記載すること。

ウ　「取得価額」の欄には、償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額（その償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。）を記載するものであるが、具体的には、原則として法人税法及びこれに基づく命令による所得の計算上その償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によって算定したものを記載すること。

　なお、取得価額の算定に当たっては、法人税法第４２条から第５０条までの規定により、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額は、その償却資産の取得価額に含めること。

エ　「前年度の価額（イ）」の欄には、その償却資産の令和６年度の価額を記載すること。

オ　「減価残存率（ロ）」の欄には、その償却資産の耐用年数に応ずる別表１の「減価残存率表」の率を記載すること。

カ　「課税標準額（ホ）」の欄には、課税標準の特例の適用のない資産については価額をそのまま記載し、課税標準の特例の適用のある資産については価額にそれぞれの特例率を乗じて得た額を記載すること。

キ　「その３　前年中に取得した資産」の「合計」の欄には、「その１　前年前に取得した資産」の「計」と「その３　前年中に取得した資産」の「計」の合計額を記載すること。

（４）「付属表２　価格等の市町村別明細表」について

この表には、付属表１の「決定価格」及び「課税標準額」の合計額を所在市町村ごとの導管の延長によってあん分した後の額を記載すること。

４　提出先　　総務省自治税務局固定資産税課　償却資産係

メールアドレス：syokyaku@soumu.go.jp

〒１００－８９２６　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号

電話（代表）０３－５２５３－５１１１　（内線：２３６２１）